

ものづくりスタートアップ・エコシステム構築事業 FAQ

No	種別	公募要領	質問	回答	掲載日
1	補助対象事業者	P 6	補助事業者の法人形態に制限はありますか。	日本国内に登録する法人であれば制限はありません。	4月19日
2	補助対象事業者	P 6	補助対象事業者の要件② A 資本金の額または出資の額、B 常時使用する従業員の数の要件はいずれも満たす必要がありますか。	いずれかを満たしてください。	4月19日
3	補助対象事業者	P 6	設立が 1 年未満であるが申請できますか。	申請可能だが、補助事業の遂行が可能な財務状況等を備えている必要があります。	4月19日
4	補助対象事業者	P 6	スタートアップ等の定義は、規模や創立年数は関係ありますか。	特に関係ありませんが、実施しようとする事業の新規性や将来性が審査の対象となります。	4月19日
5	補助対象事業者	P 6	同一企業が複数案件を申請することは可能ですか。	複数申請は可能ですが、審査委員会においては、業種や設定課題のバランス等を考慮し、補助事業者を決定します。	4月19日
6	補助対象事業	P 7・8	国内製造支援事業者からのアドバイスを受けた時期は問いませんか。	時期は問いませんが、本事業で実施する設計・試作に関係するものに限ります。	4月19日
7	補助対象事業	P 7・8	仕様の擦り合わせとは、どのようなことですか。	構成部品・モジュールの間で行う仕様の調整等を指します。 例えば汎用 P C の組立については、規格化された C P U ・メモリ・モニタ等の部品を組み合わせれば、要求仕様を満たすことができ、擦り合わせを要しません。一方、自動車については、ボディ・エンジン・ブレーキ等の部品のそれぞれが規格化されておらず、車重を●● k g 以下にするという仕様について、各部品を加工する事業者間での調整（擦り合わせ）が必要となります。	4月19日
8	補助対象事業	P 7・8	国内製造支援事業者はスタートアップファクトリーから選ばなくてはなりませんか。	原則、スタートアップファクトリーを含む体制を構築してください。スタートアップファクトリーと連携する他の製造支援事業者は、全てがスタートアップファクトリーである必要はありませんが、スタートアップ等との協業は通常の大手企業との取引と異なる特殊性を有するため、スタートアップ等との協業について実績や理解を有する事業者であることが望ましいです。スタートアップファクトリーを体制に含むことができない場合は、事前にSIIに相談してください。	4月19日
9	補助対象事業	P 7・8	試作に向けて必要な加工組立は国内事業者を通じて、海外拠点で行われるが問題ありませんか。	国内事業者が、どの生産拠点を活用するかのアドバイスや、海外拠点との調整等を行ったうえで、海外拠点で加工組立等を行うことは差し支えありません。	4月19日
10	補助対象事業	P 7・8	グループ会社の工場を使用しても問題ありませんか。	1 0 0 %同一の資本に属するグループ企業が、グループ内の国内製造支援者等のネットワークを活用して実施する事業は補助対象外とします。それ以外は問題ありません。	4月19日
11	補助対象事業	P 7・8	類型 A で交付申請するが類型 C の要素も含む場合、両方の類型に申請できるか。	複数の類型への併願は不可です。両方の要素を有する場合、類型によって審査の重点が異なるため（公募要領 P 2 0 参照）、事業の特徴が審査基準に最も合致する方の類型を選択してください。	4月19日
12	補助対象事業	P 7・8	交付決定後に連携する国内製造支援事業者を変更してもいいですか。	変更は可能ですが、交付申請時に変更の可能性がある国内製造支援事業者についてはその旨を提案書内に記載し、確実に協業ができる国内製造支援事業者とそうでない国内製造支援事業者は分かるようにしておいてください。	4月19日
13	補助対象事業	P 7・8	製品が量産・実用化されるまでの期限はありますか。	特にありませんが、「量産を前提に設計・試作等を行う事業」であることが要件であり、量産に向けた具体的な計画を有することが求められます。	4月19日
14	補助対象事業	P 1 1・1 2	費用の内訳が交付申請時点で明確ではない場合、想定で申請したうえで、事業期間中に変更してもいいですか。	申請時点で費用の内訳が明確でない場合は、審査及び交付決定ができなかったり、遅くなったりする場合があります。申請時点で少なくとも事業の実施内容は明確にし、そのうえで、費用の内訳は可能な限り具体化し、その根拠を示してください。 なお、交付決定後の事業の実施内容の変更は、計画変更（等）承認申請書の申請及び承認が必要となる場合があります。原則、補助時金額は交付決定額を上回ることができません。	4月19日
15	補助対象事業	P 1 1・1 2	部品調達・購入は海外から輸入してもいいですか。	構いませんが、2者以上（類型 A B は3者以上）の国内製造支援事業者を体制に含んでください。	4月19日
16	補助対象事業	—	国内製造支援事業者の定義は何ですか。	国内に拠点を有する、スタートアップ等のものづくりを支援する事業者です。 代表的な例として、設計事業者、加工事業者、組立・試験事業者等です。スタートアップ等と直接取引をしない、二次請け以降の事業者も含まれますが、仕様の調整等が発生しない、単純な部品調達・購入先は含みません。	4月19日
17	補助対象経費	P 9	2 0 2 0 年 2 月に稼働した人件費の 支払い が補助事業完了期限の 2 月 1 4 日よりもあとになるが、補助対象となりますか。	補助事業期間中（2月14日迄）の従事時間については、対象となります。但し、確定検査の実施期間中に、支払い金額が分かる証憑（給与振り込み予約受付画面等）の提出等を S I I が求めた時は、これに対応してください。	4月19日
18	補助対象経費	P 1 1	部品・材料調達後に余ってしまった場合はどうなりますか。	原則必要最低限の部品・材料の調達とし、明らかに余った場合は購入した費用に対して使った分量等で按分して補助対象経費を算出してください。	4月19日
19	補助対象経費	P 1 1	製品開発者を新たに採用する際の求人広告等の費用は補助対象となりますか。	一般的な求人広告等に係る費用は、原則補助対象外です。但し、スタートアップが外部人材を積極的に活用するための人材サービスであり、補助事業の目的に合致するものについては個別に補助対象経費として認められることがございます。事前にSIIに相談してください。	4月19日

No	種別	公募要領	質問	回答	掲載日
20	補助対象経費	P 1 1 ・ 1 2	どのような作業が人件費の対象となりますか。	設計・試作に係る実証等に直接繋がる活動のみを対象とし、補助事業の管理運営および法人経営に関する業務時間の人件費は補助対象外です。	4月19日
21	補助対象経費	P 1 2	人件費単価は何を基準に算出すればよいですか。	原則、健保等級に準じた単価を基準に算出してください（公募要領 P 1 2 参照）。 出向者については、補助事業者が負担する出向負担金の額を基に算出します。	4月19日
22	補助対象経費	P 1 2	事業開始後に採用予定の人材について、人件費単価はどのように設定すればいいですか。	人材の募集要項等を基に想定される健保等級等を基に設定してください。なお、正式に採用した後、実際の健保等級等を基に人件費単価計算書を再提出する必要があります。	4月19日
23	補助対象経費	P 1 3 、 3 8	申請時点で、見積はどの程度詳細なものである必要がありますか。	申請時点で詳細が分からない場合は、概算見積もりや申請者による想定根拠等でも構いませんが、実際に発注する時点では、仕様等との対応が内訳等によって分かるものを取得してください。	4月19日
24	補助対象経費	P 1 3	交付決定後発注を進める段階で、見積が 3 社以上から取得できない場合、どうすればいいですか。	3 社以上からの見積取得が、困難または不適當であることを合理的に説明した選定理由書の提出が必要となります。S I I の確認後に取引を進めてください。	4月19日
25	補助対象経費	P 1 3	見積書は過去に取得したものでもいいですか。	交付申請時における支出計画の根拠としては過去に取得したもので構いませんが、交付決定後、実際に発注する際は、本事業に係る見積を改めて取得してください。	4月19日
26	他の国庫事業との重複	P 9	他の補助金との併用は可能ですか。	同一の費用に対して、本補助金と国からの他の補助金の併用はできません（公募要領 P 9 参照）。 一方、同一製品の開発において、費用を明確に切り分けられる場合、例えば、本補助金でモジュール X の開発、別の国庫補助金でモジュール Y を開発し、モジュール X Y を組合わせて製品 A を量産する…という計画であれば、併用可能です。	4月19日
27	補助率・補助上限額	P 9 、 2 0	申請金額に下限は設定されていますか。	特に設定はありませんが、当該事業の審査項目（公募要領 P 2 0 参照）に対して、十分な活動が行うことができるかどうかで審査されます。	4月19日